

燃料供給の強靱化に向けた対策について

平成30年11月

資源エネルギー庁

資源・燃料部

1. 燃料供給強靱化 主要対策パッケージ

1. 燃料供給インフラの災害対応能力強化

【年度内に実現する対策】

- ・各都道府県における燃料輸送道路の優先啓開、緊急通行車両の事前届出等の周知・働きかけ

【即検討に着手し、3年以内に実現する対策】 ※予算確保が必要

- ・各地域で災害時にも平時と同程度の出荷能力を維持するため、製油所・油槽所の非常用発電機の整備・増強を実施
- ・油槽所における耐震化等の総点検、強靱化対策の実施
- ・「住民拠点SS」の早期整備を支援（全国8000カ所以上）
- ・既存のLPガス中核充填所の災害対応能力を再点検し、新たなLPガス中核充填所の設置や地域事情に応じた燃料供給範囲の拡大に対するLPガス充填能力の強化を支援

2. 重要インフラの自衛能力強化

【年度内に実現する対策】

- ・エネルギー当局は、各重要施設の自衛能力を把握、毎年各省のフォローアップを点検
- ・平時からの備え・緊急時の対応の周知・働きかけ（説明会・訓練の実施、マニュアル/ベストプラクティスの共有など）

3. 災害時の情報収集・発信の強化

【年度内に実現する対策】

- ・石油連盟等によるTwitter等のSNS等の開設（災害時の供給状況・見通し等の発信）
- ・被災地の災害情報を配信するテレビ・新聞などメディアとの連携（テレビのL字災害情報へのインプットなど）

【即検討に着手し、3年以内に実現する対策】

- ・全国のSS・LPガス中核充填所の営業情報・在庫情報等のタイムリーな情報収集・発信を可能とするシステムの整備

2. 燃料供給強靱化に向けた具体的対策①：出荷拠点

	即着手し、年度内に実現する対策	即検討に着手し、3年以内を実現する対策
ハード対策	<ul style="list-style-type: none">● 製油所等の強靱化対策を着実に実施	<ul style="list-style-type: none">● <u>全ての地域で、災害時にも平時と同程度の出荷能力を維持するため、製油所・油槽所の非常用発電機の整備・増強を実施。</u>● <u>油槽所について、大規模災害を想定した耐震化等の点検を2019年度に実施し、それを踏まえた強靱化対策を実施。</u>● これまで想定していなかった台風に伴う高潮等の自然災害への対策の必要性について検討。

2. 燃料供給強靱化に向けた具体的対策②：輸送

	即着手し、年度内に実現する対策	即検討に着手し、3年以内に実現する対策
ソフト 対策	<ul style="list-style-type: none">● 燃料輸送路を把握していない、または優先啓開の対象としていない都道府県等に対し、<u>燃料輸送路に関する情報提供・優先啓開を働きかける。</u>● タンクローリーの緊急通行車両の事前届出の実施状況を確認し、<u>石油元売各社から都道府県公安委員会への届出を促進するとともに、都道府県に対しても、届出の迅速な受理を促す。</u>	<ul style="list-style-type: none">● 燃料輸送路が優先啓開対象でない都道府県への<u>働きかけ・フォローアップ</u>を行い、<u>全地域の防災計画等における燃料輸送路の優先啓開</u>を目指す。● タンクローリーの緊急通行車両の事前届出が進んでいない地域の<u>届出・届出の受理促進</u>を働きかけ、<u>各地域で関東並み(約7割)の届出率</u>を目指す。● タンクローリーの災害時における長大トンネル等の通行について、実効性を向上させるため、関係機関と協力して訓練等を実施。

2. 燃料供給強靱化に向けた具体的対策③：中継基地／販売拠点

	即着手し、年度内に実現する対策	即検討に着手し、3年以内を実現する対策
ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 「住民拠点SS」の<u>全国約3,500カ所への整備</u>。(2018年10月末時点で1,948カ所整備済み。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自家発電機を有する「<u>住民拠点SS</u>」の<u>全国8,000カ所への整備を加速化(2019年度頃まで)</u>。<u>将来的に全国10,000カ所の整備を目指す</u>。 ● 既存のLPガス中核充填所の災害対応能力を再点検し、新たなLPガス中核充填所の設置や地域事情に応じた燃料供給範囲の拡大に対するLPガス充填能力の強化を支援。 ● <u>緊急配送用ローリーの追加配備(1,500台)</u>を目指す。また、<u>災害時専用の臨時的移動式給油設備の全国的な運用体制の構築</u>を検討。
ソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>大規模災害時にSSの営業を継続するための手順・対応等に係るBCP</u>を各都道府県の石油組合が策定。 ● 各都道府県の石油組合の組合員が所有する緊急配送用ローリー等について、緊急通行車両等としての都道府県公安委員会への事前届出を、各石油組合などに働きかけ。 	—

2. 燃料供給強靱化に向けた具体的対策④：全体管理機能

	即着手し、年度内に実現する対策	即検討に着手し、3年以内に実現する対策
ソフト 対策	<ul style="list-style-type: none">● <u>これまでの石油精製・元売会社の系列BCPに基づく取組について、災害時に機能していたか検証を行うとともに、必要な見直しを検討。</u>	<ul style="list-style-type: none">● <u>災害時の効果検証及びそれを踏まえた検討内容について、各社の系列BCPへの反映を進めるとともに、定期的な格付け審査の実施により、その状況のフォローアップを継続。</u>● <u>また、石油精製・元売会社以外の取引関係者内でのSS等への供給体制について検討。</u>

2. 燃料供給強靱化に向けた具体的対策⑤：需要家

	即着手し、年度内に実現する対策	即検討に着手し、3年以内を実現する対策
ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>SS地下タンクの大型化の支援を継続するとともに、SS地下タンクの流通在庫を活用した燃料備蓄確保の取組の更なる推進に向けて、各都道府県へ働きかけるなど、需要家側の燃料備蓄推進のインセンティブを図るための仕組みを検討。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>需要家側の燃料備蓄推進のインセンティブとして、病院、避難所等における石油やLPガスの燃料タンク・自家発電機の整備に係る支援を拡充。</u>
ソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>病院、避難所、通信施設、上下水道、地方自治体の庁舎などの重要施設／自家用車における燃料備蓄の意識向上に向けた普及啓発活動の実施。</u> ● <u>病院、避難所、通信施設、上下水道、地方自治体の庁舎などの重要施設の所管省庁を通じて、重要施設における災害時の燃料供給に関する理解促進（自衛措置の必要性等）や燃料備蓄等の状況把握を実施。これを基に関係省庁に働きかけを行い、毎年度、状況を取りまとめる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>石油組合・自治体間の災害時協定締結の更なる推進を図るとともに、締結状況に関する定期的なとりまとめを実施。</u> ● <u>災害時の円滑な燃料供給を確保する観点から、石油組合・自治体間の災害時協定の見直しを検討（平時からの情報共有や継続的な調達を確保する仕組みなど）。</u> ● <u>地方公共団体を対象とする会議等において、災害時燃料供給に関する情報提供を行い、理解・取組を促進。</u> ● <u>「災害時燃料供給の円滑化のための手引き」について、ベストプラクティスの共有などの見直しを行い、都道府県等に周知。</u> ● <u>病院、避難所など重要施設の備蓄用燃料の貯蔵に係る規制の取扱いについて、関係省庁への働きかけを実施。</u>

2. 燃料供給強靱化に向けた具体的対策⑥：情報収集／発信

	即着手し、年度内に実現する対策	即検討に着手し、3年以内を実現する対策
ソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>SS・LPガス中核充填所の営業情報・在庫情報等の迅速な把握のため、常時連絡可能な各石油組合等の連絡体制を整備。</u>また、<u>中核SS・住民拠点SSの「災害時情報収集システム」における報告訓練を徹底。</u> ● <u>災害時に石油連盟等から収集する情報（被災状況、出荷実績、在庫情報、配送計画等）の見直し、災害情報発信専用ページやSNSを活用した発信内容（配送状況、配送計画等）の整理。</u> ● 災害時の情報発信に関する<u>マスコミとの情報交換による連携強化。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>全国のSSの営業情報・在庫情報等をタイムリーに収集し、消費者が必要とする情報の発信を可能とするシステムの整備につき、ITも活用しつつ、民間サービスとの連携も視野に入れ検討。</u> ● 全国のLPガス中核充填所の営業情報・在庫情報等をタイムリーに収集できるシステムの整備。 ● 地方公共団体を対象とする会議等において、災害時の燃料供給の重要性を周知。 ● 災害時に必要な情報を効率的に収集するため、石油連盟の「災害時情報収集システム」の運用等の見直し（収集情報やシステム利用条件など）。

⑦：エネルギー生産施設

	即着手し、年度内に実現する対策	即検討に着手し、3年以内を実現する対策
ソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源エネルギー庁又は業界団体において、エネルギー生産事業者に対するBCPガイドラインの策定に着手。 	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー生産事業者において、ガイドラインを基に、<u>非常用発電機の整備等も含めたBCPの策定や必要に応じた見直し</u>を検討。